官報

（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**一一三五～一一四一）　一

○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**一一四二～一一四五）　八

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**一一四六～一一四八）　九

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件（**防衛**一一〇四）　一一

〔公　告〕

諸事項

官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、建設業の許可の取消処分関係　一三

裁判所
破産、免責、再生関係　一五

特殊法人等
東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、公文書等の管理に関する金融経済教育推進機構公示、企業年金基金清算結了・清算人退任、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一五

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、特定空家等の除却命令関係　一五

会社その他

会社決算公告

その他告示

○財務省告示第二百三十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年八月一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年九月九日

財務大臣　加藤　勝信

1　名称及び記号　利付国庫債券（２年）（第475回）

2　発行の根拠法律及びその条項　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）第３条第１項及び特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項

3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

5　募入決定の方法

(1)　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

6　発行額

(1)　価格競争入札発行　額面金額で1,977,900,000,000円

うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第３条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で473,355,800,000円、特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,504,544,200,000円

(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で621,900,000,000円

(3)　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第46条第１項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で212,900,000,000円

7　払込金額

(1)　価格競争入札発行　1,980,173,655,000円

(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　622,615,185,000円

(3)　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　213,144,835,000円